

(参考)

1. 世界自然遺産候補地選定経緯

- 環境省と林野庁が、平成15年に学識経験者からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」を共同で設置し、世界自然遺産の新たな推薦候補地を学術的見地から検討。
- 「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域を我が国における新たな世界自然遺産の候補地として選定。
- 「小笠原諸島」の評価された点と課題は以下のとおり。
 - 【評価された点】
 - ・多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島嶼生態系を形成。
 - 【課題】
 - ・外来種対策を早急に講じる必要がある。
 - ・最も重要な地区の一部は、未だ十分な保護担保措置がとられていない。
- 平成18年11月14日、環境省と林野庁が世界遺産条約関係省庁連絡会議において、関係行政機関及び関係団体による地域連絡会議と学識経験者による科学委員会を設置し、世界遺産への推薦に向けて地域における保全管理の推進方策を検討する旨、報告。

2. 地域連絡会議と科学委員会

- 「小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議」
 - ・小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けて、その候補地の適正な管理のあり方の検討、関係機関の連絡・調整を目的として、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都、小笠原村及び小笠原諸島の保全と管理に関わる地元関係団体で構成。
 - ・第1回会議を平成18年11月22日に小笠原村で開催。地元地域として、世界自然遺産推薦に向けた取組を推進していくこと等について確認、合意した。
- 「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」
 - ・世界自然遺産候補地の自然環境の保全・管理等について科学的な見地からの検討を行うことを目的に、学識経験者で構成。
 - ・第1回委員会を平成18年11月29日に東京都区内で開催。小笠原諸島の世界自然遺産としての価値の証明について、検討した。

3. 世界遺産条約の概要について

(1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：183ヶ国（2006年10月23日現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

(2) 世界遺産のカテゴリーと登録件数 ※

カテゴリー	対 象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	644
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	162
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	24
(合 計)		830

※2006年7月現在。第30回世界遺産委員会の審査結果を含む。

(3) 我が国の世界遺産

平成18年10月現在、我が国では、自然遺産3件、文化遺産10件の合計13件が世界遺産として登録されている。

【 自然遺産 (計3地域)】

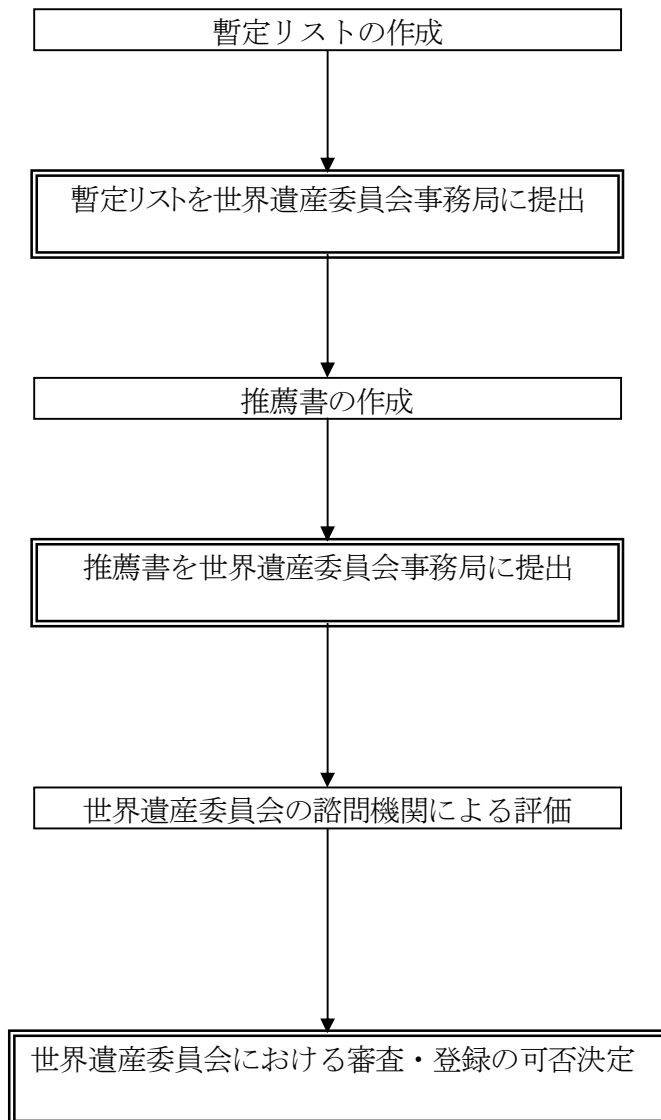
- ・ 屋久島 (平成5年)
- ・ 白神山地 (平成5年)
- ・ 知床 (平成17年)

【 文化遺産 (計10地域)】

- ・ 法隆寺地域の仏教建造物 (平成5年)
- ・ 姫路城 (平成5年)
- ・ 古都京都の文化財 (平成6年)
- ・ 白川郷・五箇山の合掌造り集落 (平成7年)
- ・ 原爆ドーム (平成8年)
- ・ 厳島神社 (平成8年)
- ・ 古都奈良の文化財 (平成10年)
- ・ 日光の社寺 (平成11年)
- ・ 琉球王国のグスク及び関連遺産群 (平成12年)
- ・ 紀伊山地の霊場と参詣道 (平成16年)

※ この他、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を平成18年1月に推薦、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」を平成19年2月1日までに推薦予定

(4) 世界遺産登録手続きの概要



暫定リスト

暫定リストとは、条約締約国が世界遺産として価値を有していると考え、将来登録推薦を行う意思のある物件のリストで、少なくとも推薦書提出の1年前までに締約国政府から提出することとされている。

推薦書

推薦書は、締約国が国内の物件を世界遺産に推薦する際に提出する書類で、遺産としての価値を証明するとともに、将来にわたり保全するための方策等を示さなければならない。毎年2月1日が提出の締め切りとなっている。

諮問機関

自然遺産の諮問機関は、IUCN（国際自然保護連合）が務めている。

(推薦書提出の翌年7月頃)